

ID: 266

担当部署: 議会事務局

処分の概要	過料		
例規名 根拠条項	村田町議会の個人情報の保護に関する条例 第58条		
例規番号	令和5年条例第12号		
【基準】 第58条の規定による。 第58条 偽りその他不正の手段により、第25条第1項の決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。			
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日